

(料金改定等のお知らせ)

「看護小規模多機能型居宅介護」料金表

令和元年10月1日改定分

対象事業所： あすならホーム高畑

上記事業所の地域区分は「6級地」で1単位あたりの単価は **10.33円**

【基本サービス】

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1(月額料金) 60単位の増加	12,401単位	128,102円	12,811円	25,621円	38,431円
要介護2(月額料金) 84単位の増加	17,352単位	179,246円	17,925円	35,850円	53,774円
要介護3(月額料金) 118単位の増加	24,392単位	251,969円	25,197円	50,394円	75,591円
要介護4(月額料金) 134単位の増加	27,665単位	285,779円	28,578円	57,156円	85,734円
要介護5(月額料金) 152単位の増加	31,293単位	323,256円	32,326円	64,652円	96,977円
要介護1(短期利用1日につき) 3単位の増加	568単位	5,867円	587円	1,174円	1,761円
要介護2(短期利用1日につき) 3単位の増加	635単位	6,559円	656円	1,312円	1,968円
要介護3(短期利用1日につき) 3単位の増加	703単位	7,261円	727円	1,453円	2,179円
要介護4(短期利用1日につき) 3単位の増加	770単位	7,954円	796円	1,591円	2,387円
要介護5(短期利用1日につき) 4単位の増加	836単位	8,635円	864円	1,727円	2,591円

【加算サービス】

加算サービスの種類	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初期加算/1日につき	30単位	309円	31円	62円	93円
認知症加算Ⅰ/1月につき	800単位	8,264円	827円	1,653円	2,480円
認知症加算Ⅱ/1月につき	500単位	5,165円	517円	1,033円	1,550円
若年性認知症受入加算/1月につき	800単位	8,264円	827円	1,653円	2,480円
ターミナルケア加算/1月につき	2,000単位	20,660円	2,066円	4,132円	6,198円
退院時共同指導加算/1回につき	600単位	6,198円	620円	1,240円	1,860円
緊急時訪問看護加算/1月につき	574単位	5,929円	593円	1,186円	1,779円
訪問体制強化加算/1月につき	1,000単位	10,330円	1,033円	2,066円	3,099円
総合マネジメント体制強化加算/1月につき	1,000単位	10,330円	1,033円	2,066円	3,099円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)/1月につき	640単位	6,611円	662円	1,323円	1,984円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)/1月につき	500単位	5,165円	517円	1,033円	1,550円
サービス提供体制強化加算Ⅱ/1月につき	350単位	3,615円	362円	723円	1,085円
サービス提供体制強化加算Ⅲ/1月につき	350単位	3,615円	362円	723円	1,085円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。

どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。

どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に10.2%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 新規	所定単位数に1.5%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 新規	所定単位数に1.2%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められている加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の両方が加算されます。

- ・介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅰ）の場合…所定単位数に12.6%（11.1%+1.5%）を乗じた単位数が加算されます。
- ・介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅱ）の場合…所定単位数に12.3%（11.1%+1.2%）を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算・特定処遇改善加算を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を足した金額とは、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額と差異が生じることがあります。

令和元年 月 日 事業所名（ ） 説明者（ ）

サービス利用者の氏名（ ）

消費税増税に伴う基本サービス料金の改定及び新規の「介護職員特定処遇改善加算」についての説明を受けました。

説明を受けた方（ ）（ 本人・家族・代理人 ） ⑩